官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（三八）　二
○情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（三九）　一六
○特別会計に関する法律の一部を改正する法律（四〇）　五九
○下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（四一）　四〇
○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（四二）　四〇
○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（四三）　五五

〔政　令〕
○刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令（一九三）　八〇
○旅行業法施行令の一部を改正する政令（一九四）　八五

〔府　令〕
○勲章褫奪令施行細則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**四七）　八五
○位階令施行細則の一部を改正する内閣府令（**同**四八）　八五
○無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令（**同**四九）　八六

〔府令・省令〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**一）　一〇三
○一般振替機関の監督に関する命令及び電子記録債権法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・法務**二）　一〇五
○特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・法務・財務**一）　一〇六
○原子力損害賠償・廃炉等支援機構の組織及び人事に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・文部科学**一）　一〇七
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**六）　一〇八

〔省　令〕
○恩給給与細則等の一部を改正する省令（**総務**五三）　一一〇
○旅券法施行規則の一部を改正する省令（**外務**一二）　一一六
○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整理に関する省令（**経済産業**四四）　一二五
○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（**同**四五）　一四五
○自衛隊法施行規則及び若年定年退職者給付金に関する省令の一部を改正する省令（**防衛**一一）　一五七

本号で公布された法令のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（法律第三八号）（デジタル庁）

一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正関係

酒類の製造免許に関する事務、司法書士等の国家資格に関する事務等において個人番号を利用することができることとした。（別表関係）

二　住民基本台帳法の一部改正関係

司法書士等の国家資格に関する事務等を機構保存本人確認情報の提供等を受けることができる事務として追加することとした。（別表第一～別表第五関係）

三　この法律は、一部を除いて公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（法律第三九号）（法務省）

一　刑事訴訟法の一部改正関係

1　訴訟に関する書類の電子化に関する規定の整備

㈠　訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、第四〇条第一項前段の規定による当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によることとし、同項前段の規定による当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によることとした。（第四〇条第一項関係）

㈡　申立て、請求その他の裁判所若しくは裁判長又は裁判官に対してする申述（以下「申立て等」という。）であって、当該申立て等に関する刑事訴訟法の規定により書面を